

事務事業チェックシート

事務事業No 260 事業名 生活管理指導員派遣事業（日常生活の支援・指導）

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策	2	高齢者の生活の充実
取組方針	1	高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるまちづくり

事業種別	継続	
事業期間	H12年度	～ H28年度
事業実施の根拠法令		
関連個別計画		
担当課・担当課長 (Tel)	地域包括支援課	山本聖也 (435-1197)
関連課		

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計	介護保険事業特別会計		
	款	総務費		
	項	総務管理費		
	目	一般管理費		
	大事業	一般管理事業		
事項	生活管理指導事業			

1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的（「誰・何」をどういう状態にする」ための事業か）	事業内容				
	介護保険法による保険給付対象外の65歳以上の方を対象に、介護予防を目的とし、日常生活に関する支援・指導を行う。	介護保険法による保険給付対象外の65歳以上の方で、日常生活を営むことに支障があり、何らかの支援・指導を必要とする方の居宅に指導員を派遣し、支援・指導を行う。				
実施内容		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		市内に居住する介護認定を受けていない65歳以上の高齢者が必要とされる方に、指導員を派遣し、日常生活、家事及び対人関係の構築のための支援・指導を行う。	市内に居住する介護認定を受けていない65歳以上の高齢者が必要とされる方に、指導員を派遣し、日常生活、家事及び対人関係の構築のための支援・指導を行う。	市内に居住する介護認定を受けていない65歳以上の高齢者が必要とされる方に、指導員を派遣し、日常生活、家事及び対人関係の構築のための支援・指導を行う。介護保険法改正のため地域支援事業の対象外となる。	平成29年4月1日に介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、当該事業は終了した。	平成29年4月1日に介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、当該事業は終了した。

2 事業コスト

事業費等（千円）	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	13,445	9,849	12,375	7,467	9,128	5,408	0	0	0	0
伸び率 (%)	-	-	▲8.0%	▲24.2%	▲26.2%	▲27.6%	▲100.0%	▲100.0%	-	-
人件費										
正規職員	1,248	1,389	1,389	1,771	1,689	1,749	0	0	0	0
正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	1,248	1,389	1,389	1,771	1,689	1,749	0	0	0	0
国庫支出金	3,361	2,462	3,094	1,867	0	0	0	0	0	0
県支出金	1,681	1,231	1,547	933	0	0	0	0	0	0
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	6,723	4,925	6,187	3,734	0	0	0	0	0	0
一般財源（税等）	1,681	1,231	1,547	933	9,128	5,408	0	0	0	0
所要人数（人）										
正規職員	0.18	0.18	0.18	0.23	0.22	0.22	0	0	0	0
正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0
主な予算内訳										

3 目標及び実績

指標	指標名	単位	目標値	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
				実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
活動指標	申請者数	人	目標値					
			実績値	23	9	4	-	-
			達成度 (%)					
成果指標	延べ利用人数	人	目標値	1,190	1,087	1,087	-	-
			実績値	863	677	488	-	-
			達成度 (%)	72.5%	62.2%	44.9%		
活動指標	申請者数	人	目標値					
			実績値					
			達成度 (%)					

4 事業の評価

評価基準						
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している		横ばい	○	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か		現行の手段でよい		一部見直しが必要	○	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か		市が行うべき	○	他の主体との協働も可能		市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか	○	急いで取り組む		中長期的に取り組む		緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか		できる	○	あまりできない		できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)	○	おおむね達成(70~90%未満)		達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある		貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか		できない	○	制約はあるが可能性はある		できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない		見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実	/			
	現状維持	/			/
	縮小	/		/	/
	廃止	○	/	/	/
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	平成27年度の介護保険法の改正により、平成29年4月介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、事業を終了した。
見直し・改善内容	